

寒冷地等特殊地域営農改善家畜 貸付事業の規則の制定について

寒冷地等における家畜貸付事業は、今まで（32～36年度まで）は国の貸付事業として行なわれ、すでに600頭余りの乳牛、和牛がそれぞれの地区に貸付されていますが、本年度から県有貸付牛として実施することになり、これに伴う県規則が制定公布されました。（37、7、31日付県広報に記載）本年度事業については、すでに実施市町村も決定し、乳牛160頭、和牛120頭の貸付けが現在行なわれており、12月中には貸付が完了する予定になっています。この規則についての主なところをあげるとつぎのとおりです。

1、目的

気象、地勢、土じょう、その他自然的条件が不利なために農業生産力が低く、経済的におくれた地域に和牛、乳牛を導入して営農改善を図ることを目的としています。

2、寒冷地等特殊地域とは

①積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法

（26年法律66号）

（岡山県のうち勝田、苫田、真庭、阿哲、川上郡、津山、高梁市）

②急傾斜地帯農業振興臨時措置法

（27年法律135号）

岡山県全域

③特殊土じょう地帯振興臨時措置法

（27年法律96号）

岡山県のうち、玉野市、児島市、御津郡、赤磐郡、児島郡、吉備郡、笠岡市、玉島市、浅口郡、小田郡

3、貸付条件について

①乳牛においては酪農振興法に基づく酪農経営改善計画を作成している市町村、和牛については集团的に生産する計画を有する市町村の区域。

②畑地率が25%以上の地域であること。

③導入農家の所得は基準以下の農家であること。

④飼料の自給率70%以上であること。

4、貸付手続きについて

①市町村長はこの事業を実施しようとするときは、

1月20日までに規則に定める様式により計画書を提出する。

5、貸付期限等について

①家畜は無償貸付として貸付期間は7年。

②この間に出来た第二生産雌牛を県に返納すれば、母牛は借受者に無償で譲与し、また雄、牛乳等の生産物は借受人に無償授与する。

③期間内に雌仔牛を返納できない場合、購入価格で譲渡する。

④貸付は1市町村に対し1地区とし、1セット40頭で、1戸1頭を原則とする。

その他

①借受者の義務、借入手続き報告等は、規則に記載されていますので参照してください。本年度は乳牛1頭6万円、和牛1頭4万円の購入単価となっています。なお不明の点については、農林事務所なり畜産課へお問合せください。（県畜産課 岡本技師）